

新旧対照表

2026/4/1制定の 現約款からの変更点

- 第3条 供給地点特定番号の定義を追加、需給開始日から供給開始日へ変更するため、以下のとおり変更

現約款（2026年4月1日制定）	新約款（2026年11月1日制定）
本文 第3条 定義 (7) 臨時電力 需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。 (13)需要場所 電力売買契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需給地点をいい、原則として、託送約款等に定めるところによるものとします。 (14)需給開始日 本契約にもとづき当社がお客さまに対し、電気の供給を開始する日をいい、電力売買契約で定めます。	本文 第3条 定義 (7) 臨時電力 供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。 (13)需要場所 電力売買契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需給地点をいい、原則として、託送約款等に定めるところによるものとします。 供給地点特定番号 (14)当該電力会社がお客さまの需給地点に付した固有の識別番号をいいます。 (15)供給開始日 本契約にもとづき当社がお客さまに対し、電気の供給を開始する日をいい、電力売買契約で定めます。 以降項番修正
変更点を赤字、削除は取り消し線	

- 第6,7,8条 常時供給電力,予備電力,自家発補給電力 需給開始日から供給開始日へ変更のため、以下のとおり変更

現約款（2026年4月1日制定）	新約款（2026年11月1日制定）
本文 第6条 常時供給電力 (2) 料金 イ 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価から次の算式により算定される金額とします。 第7条 予備電力 (2) 料金 イ 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から、電力の使用の有無にかかわらず次の算式により算定される金額とします。 第8条 自家発補給電力 (2) 料金 イ 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から、電力の使用の有無にかかわらず次の算式により算定される金額とします。	本文 第6条 常時供給電力 (2) 料金 イ 基本料金 基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価から次の算式により算定される金額とします。 第7条 予備電力 (2) 料金 イ 基本料金 基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から、電力の使用の有無にかかわらず次の算式により算定される金額とします。 第8条 自家発補給電力 (2) 料金 イ 基本料金 基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価から、電力の使用の有無にかかわらず次の算式により算定される金額とします。

変更点を赤字、削除は取り消し線

● 第14条 契約の変更または解約 需給開始日から供給開始日へ変更のため、以下のとおり変更

現約款（2026年4月1日制定）

本文

第14条 常時供給電力

(1)契約電力の変更

イ 本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。

ロ お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、事前に当社にそのことを書面にて通知していただきます。当社は当該電力会社からの承諾後、書面にてお客さまに承諾の旨を回答します。

ハ 上記ロによる契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは需給供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として臨時電力精算金を別途当社に支払っていただきます。

(2)契約の解約

ロ 上記イの解約が需給開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、お客さまは需給開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として臨時電力精算金を別途当社に支払っていただきます。

変更点を赤字、削除は取り消し線

新約款（2026年11月1日制定）

本文

第14条 常時供給電力

(1)契約電力の変更

イ 本契約締結日以降、**供給**開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。

ロ お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、事前に当社にそのことを書面にて通知していただきます。当社は当該電力会社からの承諾後、書面にてお客さまに承諾の旨を回答します。

ハ 上記ロによる契約電力の減少が**供給**開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは需給供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として臨時電力精算金を別途当社に支払っていただきます。

(2)契約の解約

ロ 上記イの解約が**供給**開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、お客さまは**供給**開始日ならびに現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として臨時電力精算金を別途当社に支払っていただきます。

- 第12条 供給の停止後、再開するための条件を追加するため、以下のとおり変更

現約款（2026年4月1日制定）	新約款（2026年11月1日制定）
本文 第12条 供給の停止 (4) 上記(1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該電力会社は、当該電力会社の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。また、停止のための適当な処置を行う場合には、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。	本文 第12条 供給の停止 (4) 上記(1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該電力会社は、当該電力会社の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。また、停止のための適当な処置を行う場合には、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。 (5) 上記(1)から(3)によって電気の供給が停止された場合において、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当該電力会社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。 (6) 上記(1)から(3)によって電気の供給が停止された期間中の基本料金は、まったく電気を使用しない場合の基本料金を第10条(4)により日割計算をして、算定いたします。

変更点を赤字、削除は取り消し線

● 第15条 特別高圧の工事費等の負担に対する条件追加のため、以下のとおり変更

現約款（2026年4月1日制定）

本文
第15条 工事費等の負担
(6)工事費等の費用負担の申し受け
当社または当該電力会社は、お客さまにて負担していただく上記(1)から(5)の工事費等の費用を、原則として工事等の準備着手前に申し受けます。また申し受けた工事費等の費用と実際の工事費等の費用負担に差異がある場合、当社及び当該電力会社は、工事等完成後すみやかに精算するものとしてします。

変更点を赤字、削除は取り消し線

新約款（2026年11月1日制定）

本文
第15条 工事費等の負担
(6)工事費等の費用負担の申し受け
当社または当該電力会社は、お客さまにて負担していただく上記(1)から(5)の工事費等の費用を、原則として工事等の準備着手前に申し受けます。また申し受けた工事費等の費用と実際の工事費等の費用負担に差異がある場合、当社及び当該電力会社は、工事等完成後すみやかに精算するものとしてします。**当該電力会社が、工事費等の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、当社が指定する期日までにお客さまに工事費等を負担していただけなかったときには、当該電力会社により、当社が本契約にもとづく供給のために当該電力会社に対して行った接続供給契約の申込みに対する当該電力会社の承諾が取り消されることがあります。この場合（当該契約の変更申込みに対する承諾が取り消された場合は含まないものとしてします。）、本契約は直ちに終了するものとし、お客さまは当社が本契約の終了により被った損害を賠償するものとしてします。なお、特別高圧で需要場所に電気を供給する場合は、原則として、当該供給に係る申込みを当該電力会社が承諾した日から3月以内に工事費負担金をお客さまから申し受けます。**

- 第19条 契約解除の料金未払い時の取り扱いを変更するため、以下のとおり変更

現約款（2026年4月1日制定）	新約款（2026年11月1日制定）
本文 第19条 契約解除 お客さま及び当社は、相手方が次の場合または次の状況に陥るおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができます。 イ 本契約の不履行の場合 ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生、差押、仮差押、強制執行等の手続き開始の申立てがあった場合 ハ 支払停止及び支払不能の状態に陥った場合 ニ 手形・小切手の不渡り処分または取引停止処分を受けた場合 ホ お客さまが電気料金を支払期日を20日経過してなお支払わない場合 ヘ お客さまが本契約によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払期日を20日経過してなお支払わない場合 ト その他本契約を継続することができないと認められる相当の事由がある場合	本文 第19条 契約解除 お客さま及び当社は、相手方が次の場合または次の状況に陥るおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができます。 イ 本契約の不履行の場合 ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生、差押、仮差押、強制執行等の手続き開始の申立てがあった場合 ハ 支払停止及び支払不能の状態に陥った場合 ニ 手形・小切手の不渡り処分または取引停止処分を受けた場合 ホ お客さまが電気料金を支払期日を経過してなお支払わない場合 ヘ お客さまが本契約によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払期日を経過してなお支払わない場合 ト その他本契約を継続することができないと認められる相当の事由がある場合
変更点を赤字、削除は取り消し線	

● 別表26の時間帯区分の明確化

現約款（2026年4月1日制定）			新約款（2026年11月1日制定）		
別表26（東京エリア） 1.期間及び時間別表			別表26（東京エリア） 1.期間及び時間別表		
項 目		対象日時	項 目		対象日時
全日		1月1日～12月31日	全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日	夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外		その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日	休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外		平日	休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時	ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時		昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外		夜間	ピーク時間と昼間時間以外
朝／昼／晩／夜 時間	朝時間	休日のうち土曜日を除いた8時～13時	朝／昼／晩／夜 時間	朝時間	平日および土曜日の8時～13時
	昼時間	休日のうち土曜日を除いた13時～16時		昼時間	平日および土曜日の13時～16時
	晩時間	休日のうち土曜日を除いた16時～22時		晩時間	平日および土曜日の16時～22時
	夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間		夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間 ただし、日曜・祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日は、全日「夜時間」とします

変更点を赤字、削除は取り消し線

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。		
---------------------------------	--	--